

令和2年度広尾町議会決算審査特別委員会 第3号

令和3年9月16日（木曜日）

開議 午前10時02分

1、委員長（山谷） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

委員の出欠ですが、星加廣保委員より欠席の申出があります。

これより本日の会議を開きます。

討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

旗手恵子委員。

1、委員（旗手） 認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

令和2年2月から3月にかけて発出した新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言以降、特に飲食業や商店関係者等、売上げが減少し、全国的に経済活動が低迷しました。加えて、本町の水産業は、ここ数年漁獲量が低迷し、商工業者等の消費購買力にも影響を与えているところです。このような経済環境の下、町税等徴収については、十勝市町村税滞納整理機構による徴収は、見直す時期に来ております。

また、ふるさと納税の使途については、ほかの自治体同様に広尾町及び広尾町民のために使用目的を幅広く活用できるよう、見直しをする必要があります。

全国で本町だけと言われる政治家記念館は、地方公共団体が運営すべきものではありません。築後30年超となり、基金残高も2,700万円まで減少していることから、早急に運営形態の見直しをする必要があります。

よって、本決算認定に反対いたします。

1、委員長（山谷） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通委員。

1、委員（北藤） 私は、令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

令和2年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療費の助成など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らせることができるまちづくりに努めた内容でありました。

また、このコロナ禍、感染症対策の影響でそれぞれの事業が中止、延期等となる中、様々な工夫

を凝らし、各事務事業の遂行に尽力されたものであります。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

令和2年度には、第6次広尾町まちづくり推進総合計画を策定し、まちづくりの方向性を定めた内容であります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（山谷） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

小田雅二委員。

1、委員（小田） 反対討論をさせていただきます。

令和2年度のこの決算認定において一番重要視される点は、何といても世界あるいは人類にとっての脅威であるところの新型コロナの感染拡大による、いわゆるコロナ禍に対して、地方自治体としての広尾町がどのようにその役割を果たしていくか、そして令和3年度以降もこの長期化する感染の中で、この広尾町を守り続けることができるかという点であります。

企業や商工業者の多くが売上げが極端に減少している中、国、道、町からの支援金、補助金も十分とは言えず、今後も事業を継続していけるのか、厳しい状況が続いています。

各個人個人においても、時短等による雇用の減少などから、収入源を余儀なくされ、子育て家庭や母子家庭では大変な状況にあると聞きます。

このような中で、町が町民全体の経済的状況を把握し、きめ細かい支援を広げていくことが求められると思います。一步でも二歩でも各町民の非日常の実態へ近づいてみることで、いろんな形で行政の手助けの可能性を見いだせるし、そうであらなければならないと思います。

不要不急という言葉があります。この言葉を尺度としてこの2年度の決算を推しはかつてほしいと思います。端的に問題としたい事業は、そうです、荒川区の子どもたちを招待しての農山漁村ホームステイ事業であります。この事業、不要とは言いません。しかし、急ぎませんから、不急ではあります。令和2年度の決算は、コロナ禍が始まった年ですから、よりコロナ対策のほうへ照準を合わせるべきでありました。農山漁村の事業は実際にはコロナの影響で中止とはなりましたが、極端な言い方をすれば、コロナという緊急事態の中では、このような不急の事業は一時停止か休眠とすべきだと思います。予算の執行をでき得る限りコロナ対策へかじ取りすべきと思いますが、町の姿勢は、その積極性を欠いたものだと思います。

1つ例を取ります。この荒川区の子どもたちを迎えての事業は教育目的でありますので、例えば広尾町の子どもたちで、中学あるいは高校を卒業して都市部へ学業の継続のために行っている子どもたちのことを想像してみたいと思います。ほとんどの子どもたちがアルバイトをし、平均では1万円から3万円の収入を得ているというデータがあります。コロナによってそれを得ることはできません。当てにしていた日常化していた収入が減となり、何かを削っていくほかありません。また、バイト収入を失い、食費や生活費に不安を持つ学生に対して、ボランティアの方々が食料品を支給するといったニュースも都市部では珍しくありません。

今述べた幾つかの例であります。町が対応を検討すべき同様のことは、この教育関係に限らず

たくさんあると思います。教育委員会の掲げる標語に「広尾の子どもは広尾で育てる」というのがありますが、「広尾の子どもは広尾町で守る、広尾で助ける」ということに置き換えていただきたいと思います。この決算認定に関しては、私は、もっともっと町としてこのコロナ禍においての支援をする、あるいは補助をする、いろんな形でやるが多々あるし、これからもたくさんあると思います。どうか広尾町民、そして広尾に育った子どもたちを助けていただきたいと思います。

最後に1つだけ、余分かもしれませんが、仮に子どもたちに対しての支給あるいは補助する事業があったとすれば、私は、例えば現金など金額を得た子どもたちが、この広尾町で生まれてよかったとまでは思わないにしろ、助けられたことに対する感謝、そして今度は与えることに対して、その大事さを子どもたちは植え付けられると思います。どうか広尾町の子どもたちのために、よりよい決算をしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

1、委員長（山谷） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

浜野隆委員。

1、委員（浜野） 私は、令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

本決算における子ども農山漁村交流事業につきましては、コロナ感染症対策の影響でホームステイ事業は中止となりましたが、これまでの絆とつながりを生かし、企業版ふるさと納税、一般指定寄附金、また、個人版ふるさと納税の活用により、広尾町産食材提供事業での町産品アピールによる産業振興にも取り組んでおります。

また、本決算は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療費の助成など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らすことのできるまちづくりに努めた内容であります。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（山谷） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員（前崎） 認定第5号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行されたところではありますが、令和2年度の国民健康保険税に係る均等割、平等割は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済状況が低迷していることから、据置きをしたところであります。

しかし、一方で国民健康保険税の賦課限度額は、後期高齢者支援金、介護納付金分を合計すると、現行の96万円から99万円に3万円引き上げられたところであります。平成18年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べると10年余で1.6倍、37万円もの大幅な引上げとなっております。

従前の国庫負担率49.8%に増額しなければ、賦課限度額を引き上げただけでは国保財政の窮迫は打開できるものではありません。新型コロナウイルス感染拡大により、零細商工業者は休業、自粛など、収益が減少する経済環境の下、被保険者の負担増は回避すべきものであります。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、委員長（山谷） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通委員。

1、委員（北藤） 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の事業は、現在は北海道が運営の責任主体であり、国保を国民全員が入る保険として続けるため、健全で安定した運営を目指し、町民医療の確保と健康増進に努めているものであります。

また、所得の低い世帯にも配慮した保険税の率となっており、軽減も拡大されております。

本決算は、国民健康保険の運営に必要な経費で、適正な会計運営がなされております。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（山谷） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和2年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和2年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午前10時27分